



平成20年 1月22日

## 財団法人九州陸運協会について

本日付で別添のとおり、国土交通省自動車交通局長より指示があったので、当協会に対し必要な措置を講ずるよう指導したのでお知らせします。

### <問い合わせ先>

九州運輸局総務部

総務課 担当：宮村

電話092-472-2312

# 〈参考〉本省プレス資料

平成20年1月22日

|       |  |
|-------|--|
| 〈連絡先〉 | 国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課<br>岩田<br>電話 03-5253-8111 (代表) (内線 42102)<br>03-5253-8588 (直通) |
|-------|--|

## (財)九州陸運協会について

(財)九州陸運協会については、国の定めた公益法人監督基準への抵触等が判明したため、昨年12月25日に、九州運輸局より、協会理事の構成是正等について改善を求めるとともに具体的改善計画を提出するよう指示をしているところですが、公益法人による営利企業の実質的経営等について、本日付で別紙1のとおり、九州運輸局長に対して是正措置を指示するとともに、併せて、別紙2のとおり他の地方運輸局等に対しても同様の問題があれば是正するよう指示を行ったので、お知らせします。

### 【是正措置の概要】

1. 九州陸運産業(株)の役員が(財)九州陸運協会の役員を兼ねている点等については、公益法人監督基準に合致するよう可及的速やかに措置する。
2. 協会が民間企業である産業を実質的に経営しているのではないかという点については、協会の理事長等常勤役員が産業の社長等常勤役員とならないよう措置する、協会と産業の事務所を分離させる等、実質的経営とならないよう措置する。
3. 協会の支部内に行政書士事務所が開設されている点については、公益法人与行政書士事務所との業務の混合とならないよう措置する。
4. 協会職員が運輸支局等の業務を行っているとの指摘については、公益法人職員が国の業務を行わないよう措置する。

国自総第405号  
平成20年1月22日

九州運輸局長 殿

自動車交通局長

財団法人九州陸運協会について

財団法人九州陸運協会については、別添のとおり、当該協会に  
対して早急に是正措置を講ずるよう指導されたい。

## (財)九州陸運協会に関する是正措置

1. 九州陸運産業(株)の役員が(財)九州陸運協会の役員を兼ねている点等について

## ○ 公益法人監督基準に合致するよう可及的速やかに措置する。

具体的には、以下の通り。

(1) (財)九州陸運協会(以下「協会」という。)理事6名のうち、九州陸運産業(株)(以下「産業」という。)関係者を2名以内にさせる。(1月中)

※ 「1/3以下」ルール(公益法人基準)不適合

(2) (財)協会理事6名のうち、運輸局OB理事を2名以内にさせる。(直ちに手続き開始)

※ 「1/3以下」ルール(公益法人基準)不適合

(3) (財)協会評議員7名のうち、運輸局OBを3名以内にさせる。(直ちに手続き開始)

※ 「1/2以下」ルール(公益法人基準)不適合

2. 協会が民間企業である産業を実質的に経営しているのではないかという点について

## ○ 公益法人による民間企業の実質的経営とならないよう措置する。

具体的には、以下の通り。

(1) 協会の理事長等常勤役員が産業の社長等常勤役員とならないよう措置させる。(直ちに手続き開始)

(2) 株主権行使を通じた経営への介入を行わせないため、協会役員には産業の株式を保有させない。(直ちに手続き開始)

(3) 協会と産業の事務所を分離させる。当面、隔壁等により区分させる。(可及的速やかに措置)

(4) 協会支部長に産業の営業所長を退職させる。(1月中)

(5) 名札・腕章着用等で身分を明示、制服の同一をやめさせる。(1月中)

(6) 人的交流を停止させる。(1月中)

(7) 協会から産業を介さずに印刷物等を直接発注させる。(1月中)

3. 協会支部内に行政書士事務所が開設されている点について

## ○ 公益法人と行政書士事務所との業務の混合とならないよう措置する。

具体的には、以下の通り。

(1) ①協会と行政書士の事務所を分離させる。当面、隔壁等により区分させる。

②執務時間管理等により、行政書士業務と公益法人業務の分離を厳正化させる。

③協会支部の責任者たる支部長の行政書士兼職は、原則廃止させる。((1)①～③につき、可及的速やかに措置)

(2) 行政書士の業務と産業の業務の区分を明確化させる。(可及的速やかに措置)

4. 協会職員が運輸支局等の業務を行っているとの指摘について

## ○ 公益法人職員が国の業務を行わないよう措置する。

具体的には、以下の通り。

(1) 協会の事業は、自動車関係の諸手続についての手続案内に限定させる。(1月中)

(2) 協会の職員が運輸支局等職員と外見的に区別しうる措置(名札・腕章・異なる制服等)を実施させる。(1月中)